

第15回軽米町議会臨時会令和2年度軽米町一般会計補正予算審査特別委員会

令和3年1月26日(火)

午前10時18分 開会

議事日程

議案第1号 令和2年度軽米町一般会計補正予算(第8号)

○出席委員（11名）

1番	上山	誠	君	2番	西	舘	徳	松	君			
3番	江刺家	静	子	君	4番	中	村	正	志	君		
5番	田	村	せ	つ	君	6番	舘	坂	久	人	君	
7番	大	村		税	君	8番	本	田	秀	一	君	
9番	細	谷	地	多	門	君	10番	山	本	幸	男	君
11番	茶	屋		隆	君							

議長 松浦満雄君（同席）

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	山	本	賢	一	君	
総務課	総括課	長	吉	岡		靖	君
総務課	企画担当課	長	日	山	一	則	君
健康福祉課	総括課	長	坂	下	浩	志	君
健康福祉課	福祉担当課	長	内	城	良	子	君
健康福祉課	健康づくり担当課	長	角	田	貴	浩	君
産業振興課	総括課	長	小	林		浩	君
産業振興課	商工観光担当課	長	畑	中	幸	夫	君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	小	林	千	鶴	子	君
議会事務局	主任主査	関	向	孝	行		君
議会事務局	主事補	小	野	家	佳	祐	君

◎開会及び開議の宣告

○委員長（館坂久人君） ただいまから令和2年度軽米町一般会計補正予算審査特別委員会を開会します。

皆さんの慎重な審議をお願いします。

ただいまの出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

（午前10時18分）

○委員長（館坂久人君） それでは、議案の審議に入る前に当局から発言の申出がありましたので、これを許可したいと思います。

休憩します。

午前10時19分 休憩

午前10時22分 再開

○委員長（館坂久人君） 再開します。

◎議案第1号の審査

○委員長（館坂久人君） 本特別委員会に付託されました議案は、議案第1号 令和2年度軽米町一般会計補正予算（第8号）であります。

まず、議案審査の進め方ですが、歳入は一括で、歳出は款ごとに補足説明を求め、款ごとに質疑を受ける形で議案審議をし、審議終了後に全体的な総括質疑を行い、執行者側の退席を求め、退席後に討論、採決することにしたいと思います。このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） それでは、議案第1号を議題とします。

議案第1号は、令和2年度軽米町一般会計補正予算（第8号）であります。

〔「委員長、傍聴人の報告は要らないですか」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 傍聴人を許可しておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、歳入について説明を求めます。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） それでは、歳入について私のほうから説明をさせていただきます。

3ページをお開き願います。歳入についてですが、15款国庫支出金、2項国庫

補助金、3目衛生費国庫補助金として、補正額343万5,000円を計上いたします。これにつきましては、歳出のほうで説明があると思いますけれども、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金ということで、ワクチンの接種体制の整備に係る細目を対象とする補助金となります。

続きまして、19款繰入金、1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金につきましては、1億2,297万3,000円を計上させていただいております。歳入歳出のその関連で調整させていただいたものでございます。

私のほうからは、以上でございます。

○委員長（館坂久人君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 繰入金、財政調整基金の関係ですが、今の残高の状況、基金の状況についてちょっと説明願いたい。できれば、資料で出してもらったほうがいいのかな。簡単にできるでしょう、様々基金があるのだから。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 財政調整基金、あれはあくまで今現在は、予算としての見立てでございますけれども、今現在取崩し予定あるいは繰越金等に伴う積立て予定等を含めまして、本年度末現在の見込高は6億6,432万8,000円となっております。それ以外に改めて資料が必要ですか。

○10番（山本幸男君） はい。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） それでは、すぐに用意させていただきます。

○委員長（館坂久人君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） ないようですので、歳出の説明を求めます。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） それでは、歳出、2款総務費、1項総務管理費についてご説明申し上げます。

1目一般管理費として19万8,000円を計上させていただいております。これにつきましては、昨日全員協議会のほうで説明させていただきましたけれども、弁護士に係る委託料でございます。本日、資料を配布させていただいておりますけれども、これにつきましては、昨日もご説明申し上げましたけれども、盛岡地方裁判所から確かに訴状の送達を受け、口頭弁論期日、すなわち裁判の期日等は後で指定し、期日呼出しをしますよというようなことを確認をしていただくための資料として昨日申し上げたところでございます。

次に、11目諸費でございますが46万1,000円を計上させていただいてお

ります。これにつきましては、二戸地区広域行政事務組合の負担金でございます。あと3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費の補正額278万7,000円についても二戸地区広域行政事務組合負担金の補正となっております。今回のこの補正時期となったことについては、これまでの広域行政の補正予算が当町の予算のほうに反映されていないことが発覚いたしまして、大変申し訳ございませんが、今回の臨時会において補正させていただいたものでございます。この辺は大変おわび申し上げたいと思います。

私のほうは以上でございます。

○委員長（館坂久人君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 昨日もちょっと説明をいただきましたけれども、その訴えた相手が分からないように、その内容が非常に分からないようになっているのであれなのですが、昨日の資料によりますと、地方公務員法第34条第1項に規定する守秘義務に違反する行為があったということで訴えをしているわけです。地方公務員法の内容は、職員は知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とすると定められています。違反した場合は、ここに請求額があるように、最高50万円の罰金または最高1年の懲役となっております。

町の対応としては、係争中の訴訟と同様に、同じ弁護士さんに弁護をお願いすることなのですけれども、そうすると12月に頂いた資料、12月訴えられたのと、それに関連して別の裁判ということだと思いますが、私が、町が訴えられているということについて、ちょっと町という、町民が8,770人いるのですけれども、ちょっと町民が訴えられたとってしまいます。また、町ということになると、役場かな、町長かなと思いますが、これはどのように理解したらいいのでしょうか。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） お答えさせていただきたいと思います。

昨日、町長が提出した証拠説明書によって公務員法の守秘義務違反を犯すということで訴状の提出を受けたというふうなことをお話ししましたが、その証拠説明書というのが、前回の訴訟において原告の主張に関係する必要相当な反論資料として数か年の原告からの、総務課はじめ役場等、総務課だけでないものも入っておりますが、その電話記録の概略を一覧化して裁判所に提出したものでございます。その裁判所に提出したものが個人情報等の公開に当たり、その資料を作成した職員、すなわち総務課総括課長、私、地方公務員法の守秘義務違反等に抵触しているというふうなものでございます。誰と誰がやったというのは、その訴状の中で、相手が訴

えている部分は、確認できるというふうなことでございます。

○委員長（館坂久人君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） これは12月に頂いた資料によると、平成30年9月7日の議会において、町長が答弁したことに對して名誉棄損に当たるということで訴えられたということになっています。それに対して、職員、裁判のための資料を出したと思うのですが、弁護士さんを今頼んでいるわけです。それを出すときに、弁護士さんからはこういうのを出していいかとかというのは見てもらわないのですか。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 先ほども申し上げましたけれども、反論に必要な資料として、当然に弁護士とも相談をして、提出しているものでございます。

前回の資料ですけれども、あくまで概要でございますので、全てにわたって説明を申し上げているわけではございません。ただ、詳細については、昨日も説明させていただきましたけれども、係争中につき議会での答弁は控えさせていただきたいと思っております。

○委員長（館坂久人君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 個人情報提示というか、裁判の関連で出すときに、刑事裁判と民事裁判では、民事裁判の場合は出さなくてもいいということなのですけれども、どうなのでしょう。刑事裁判だと絶対出さなければならないというふうな感じがするのですけれども、出したことによって、またさらに訴えられたということですよ。ちょっと私が思うのは、町が訴えられて、黒塗りの書類が出てくるというのはまたすごく、そして係争中なので、それに答えられないと、それはそうかもしれないですが、何となく、昨日も言いましたけれども、国会の答弁にすごく似てきたなと思えました。

それで、事の発端は、町長の答弁だったと思うのですけれども、それについては、どうなのでしょう、役場が訴えられるということになれば、町のお金を支出しなければならなくなるので、町長そのことについてどのようにお考えでしょうか。

○委員長（館坂久人君） ちょっと休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時38分 再開

○委員長（館坂久人君） 再開します。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 今回12月に民事訴訟で訴えられて、そしてさらにそのときに出した書類の関係でまた2回目訴えられたという、このそういう事態になったということについて、最初の発端は平成30年9月7日の町長の答弁が原因になったと

いうことだと思いますが、そのことについて町長はどう思っていますかというのを聞きたかったのです。

○委員長（館坂久人君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） ちょっとなかなかその質問の趣旨がよく分からないのですが、私もそういった発言に対して提訴を受けていることは事実でありますけれども、当方としては、相手方の主張は受け入れることはできないものと考えております。

以上でございます。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 昨日の説明で町長は、自分が訴えられているかとか、そういうことは私的なことなので、答えられないということでしたので、それはそれでいいのですけれども、その相手がちょっとどういうふうに出てくるか分からないと言えればあれですけれども、私は、町長が訴えられたことに対して、それを守るために、それは当たり前の、自分は正しいことだとか、真実だよというような意味でいろんな書類を出したのではないかなと思います。それがまた、職員のほうまで及んでくるというか、町が訴えられるということに対して気をつけるというのもなんですけれども、これからどういうふうになっていくか心配なのですけれども、そのことについて、今2回目で……納得しないとは思いますが……全然分からないので、町がどういう書類を出してということによって精神的な賠償請求というのは、本当に大変な、自分も訴えられているというような気がします。

○委員長（館坂久人君） 質問をしてください。

○3番（江刺家静子君） その職員にとっては、職員は書類を出して、それでまた訴えた側に対して、こういうふうな結果になったということに対しては、どのように考えていますか。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 江刺家委員は、よくご存じだと思うのですが、我々職員は、町長の補助吏員となっておりますので、組織として、やはり対応していくというふうなことが必要ですので、実務的なレベルのところは職員が行っていくというのは、これは自治体の組織の対応として当然のことだと思います。

今回我々は、当然に裁判の資料として提出したものであって、公に公開したという考え方ではない。それが相手にとっては公開したと捉えている。そこは大きな意見の擦れ違いの部分だと思いますが。逆に今回の裁判によって、相手の主張と当方の主張がどちらが正しいのかというのは明確になる。そこは、これで今後のためにはなるのではないかなというふうに逆に考えてございます。

○委員長（館坂久人君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 町長は、平成30年9月のときの議会の答弁で、これは私的なことであって、町には関係ないと、だから答える必要もないというようなことをおっしゃっていました。だから、それに対して何で総務課長さんたちがいろいろ、職員でそれをやらなきゃならないというのがちょっと不思議だったので聞きました。お答えは要りません。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 先ほど申し上げたとおりだったのですけれども、ご理解いただいたということによろしいですか。

○3番（江刺家静子君） はい。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 以上でございます。

○委員長（館坂久人君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 弁護士料が今19万8,000円、私昨日の全員協議会の中でも発言したと思っていましたが、予算を取るときは、やはりその根拠になったものを提出してもらいたいというようなことから訴状の提出を求めたと思っておりますが、それに対して訴状の提出はできないというふうなことの答弁だったのですが、ただ訴えられた中身が分からなくて、そしてまず予算だけ、こんなことは納得、町民に説明が、私はできない。それはまずいのではないのかなと思って、訴状の原本というか、それを出してもらったほうがいいのかと今でも思っておりますが、その点について答弁をお願いします。

それから、質問の第2点は、この19万8,000円というのは、何を根拠に19万8,000円、弁護士が1人なのか。それとも、もっとたくさんの集団なのか、その辺についても答弁願いたい。それが2点目です。

3点目ですが、今回もそういう訴状というか、訴えがあって、その前にもあった。解決、結論が出た町長の問題についてもあって、3つか、私の知る範囲では、議会に出たのが3つぐらい。それと併せてまた今回は交流駅の関係の陳情書が議会にあったという、これらは一連の流れだかなと私は思って、これはやっぱり町長の責任において様々解決されることなのではないのかなと思っておりますが、そのことについて町長はどういう考え方を持っているのか。それらの問題について町長からは、まだ説明とか、謝罪とか、問題提起されたような感じはありませんので、その点、町長はどう考えておられるのか。3点質問したいと思います。3点目は、町長から。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 訴状の要求をしたいというようなことなのですが、これまで12月の議会でもご説明申し上げ、過日もご説明申し上げました。訴状については、係争中のものでして、当方としてはご用意できないというふうなこと。理由としては、情報公開条例等に係る取扱等について、地方裁判所あるいは数団体

というか、各団体の要は行政不服審査法に係る、請求に係る判断としての前例を参考にしましての判断となっております。これもまた訴状、こちらのほうに資料として提出した場合、さらなる訴訟に発展することは明らかだというようなこともご理解をいただければと思います。

あと弁護士費用についてでございますが、弁護士については、今回も1名の方をお願いしたいと思っております。金額の根拠につきましては、この訴訟内容等から想定される対応時間等から算定されたものというようなものでございます。

以上でございます。

○委員長（館坂久人君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 先ほどの私に対しての質問、もう一度お願いしてよろしいでしょうか。

○委員長（館坂久人君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 意味が分からなかったということか、それとも聞こえなかったという意味か。

○町長（山本賢一君） 両方です。

○委員長（館坂久人君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 意味が分からなかったということですか、それとも声が聞こえなかったということ。

○町長（山本賢一君） しっかりと確認しながらお答えしたいと思いますので、もう一度お願いできませんでしょうか。

○委員長（館坂久人君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 体調をちょっと崩しておりまして、歯の調子も悪いものですから、大変失礼いたしました。

まず、先ほど……単刀直入に質問しますが、今回軽米町を被告とする訴状があったというのが1件、それからその前に去年の12月の定例会で審議した件が1件、それからその前には町長の個人的な問題で様々物議を醸したわけです。それから、今回交流駅の産廃の関係について議会に対して陳情書が提出されておりますが、それらは何かしら一連のものではないかなというふうな感じがいたします。そのことでやっぱり、その責任は主として、軽米町というよりも町長個人が原因で様々なことが起きているというふうにも理解されますが、その点の考え方はどうあるのか、責任を感じているのか、いないのか、答弁願います。

○委員長（館坂久人君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 私は、一連の関連性はないというふうに思っております。それに関しましては、これは先ほど申し上げましたように、裁判によって判断されるというふうに思いますし、相手方の主張を受けることはできないものと考えています。

そういうことでしっかりと対応してまいりたいと思います。

また、今後医療廃棄物に関しましては、廃棄物所有に関しましては、これは県の埋設物であるということは間違いありませんので、そういった廃棄物の妨害排除請求していくことは、しっかりと……。

〔「ちょっと聞こえません。マスクを取っても」
と言う者あり〕

○町長（山本賢一君） 医療廃棄物に関しましては、間違いなく県の所有と申しますか、埋設物の所有者であると考えておりますので、これは妨害排除請求と申しますか、それはしっかりと県に対してやってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（館坂久人君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 医療廃棄物につきましては、下の項がまだありますので、その中でまた再度質問したいと思います。

それで、弁護士は1人だけ、同じ方。それから、今日提出されました被告軽米というものの関係ですが、国会でよくやっておりますので、そういう形に軽米もなったのかなと思っておりますが、身近な小さな町の出来事でございますので、やはり裁判が云々というふうな争っている段階ですから、できないというようなことは、どうもこのような議会では、町議会では出てこないのではないかなど思ったりしていましたが、ちょっとそれはやっぱり町民に対する説明責任というのがあって、その根拠はこうでというのであれば、よく意味が分かりますが、答えられない、出せないというのは、納得いかない事項だなと思っております。繰り返して同じ質問になったかもしれませんが、もう一度。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 資料等提出できないということにつきましては、私のほうも繰り返しになりますけれども、裁判例あるいは他団体の行政不服審査法等の審査会の判断を根拠としているものでございます。

町民への説明というふうなことでございますが、逆に我々といたしましては、公開する、公開できないところは、やはり根拠を持って対応をしていかないと、逆に町民の不信につながるのではないかと、そう考えておりますので、そういった他の事例等を参考に今後も判断させていただきたいと考えております。

○委員長（館坂久人君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 民生費までだったか、まだいっていないか。では、いいです。

○委員長（館坂久人君） 細谷地委員。

○9番（細谷地多門君） 昨日も全協で説明受けまして、今町を被告とする損害賠償請求訴訟についてというふうなことの議論しているわけですが、ただ被告が軽米町という、

我々も含め原告以外は全員、何千人という全員の被告なわけですが、訴えられたという立場なのですが、そういう立場に立ってあえて質問したいと思いますが、被告を軽米町とするその訴えというのは、非常に私は重いものだと思います。個人、それぞれ特定して訴えられていないような感じがしますから、第三者的な感覚になりがちなのですが、実はここにいる一人一人、全員を訴えられているというふうなことであります。そのことについて我々は、どう対応すればいいのか、どのように感じて、また当局にも頑張ってもらいたい、我々も含め対応の仕方を考えなくてはならないと思っていますところ。

そこで、12月の全協で説明した資料を私は今朝ほど見つけてきましたが、このことについてまた昨日の訴訟についての中身というのは、精神的慰謝料と国家賠償請求する。それから、それは規定する守秘義務に違反する行為。結局12月、説明を受けた部分の訴訟について我々の対応が、我々といっても、当局が対応するわけですが、その姿勢といいますか、対応についてまたこれはいかんのだというふうなことの、要するに昨日の資料はそうなのですが、慎重でなければならぬし、また下手に抵触するような資料を出しても困る。そうすると、何を規定で我々は判断すればいいかよく分からなくなる。先ほど山本委員が、納得がいけない、当局の出せない姿勢は分かるのだけれども、審議するほうではなかなか納得がいけないという部分もある程度は分かる気がします。しかしながら、法律はそうなっているから無理なのだ、無理なのは出せない。そうしたらやっぱり、それ以上は我々も求めることができないわけです。結局、この本当の狙いと言えどもちょっと語弊があるかもしれませんが、何をどうしたいのかなという感じ、私個人は思っています。

原告の方は、我々軽米町が今回被告の立場なのですが、原告が被告に対してどうしたいのかな、どうあってほしいのかなという感じで、非常に私は何ぼどんな角度から考えても、ちょっとすっきりしないというか、納得いかないわけですが、これ訴えられたわけですから裁判があって、そして必ず勝たなければならないわけです。負けるわけにはいかない。負けたら、またこれは変な感じになるわけですから、勝たなければならないわけですがけれども、そういう町民が、あら、また訴えられたのかというような、非常に話題も広まっていると思うし、そういう部分に対しては、我々はどう対応すればいいのか、ちょっとその辺一緒に考えるというのか、いかななくてはならないと思うのですが、やっぱり我々とすれば、大変と心外ですよ、町長、そう思いませんか。何がどうなって我々が訴えられなければならないのだと。

過去には、一般質問に対する町長の答弁もあって、私達も聞いたわけですが、個人の方が個人を訴えた。これは、どこの地方にあってもあるべきで、それは珍しいことではないと思うのですが、そのことと、この我々大きな軽米町という自治体

をつなげて損害賠償訴訟を起こすということ、どうも感覚的に納得がいかない。ちょっと整理してしゃべりたいのですが、それこそ我々のプライドといいますか、町民、誇りに思っている軽米町に住んでいる町民が訴えられたら、これはただものではないわけですから、逆にかえって名誉棄損なり、根拠は何なのだという姿勢で強く臨む、それから逆にこっちも訴える、そういう考えもあってしかるべきではないですか、町長。

私は、ちょっと姿勢が曖昧だというか、言い方は悪いかもしれないが、甘さもあると思います。やっぱり我々の公の地方団体というのか、軽米町を守るためには、やっぱり相手の話も聞くのだけれども、逆にこっちも主張するのだと。そして、相手が法的手段でとったら、やっぱりこっちも法的手段でいかななくてはならない。そして、何が何でも勝つのだと、負けるわけにはいかないと、そういう姿勢で臨むべきだと思うのですが、これらについて、ちょっと長くなりました、前置きが、含めて町長、その辺をしっかりと答弁お願いしたいなと思います。いかがですか。

○委員長（館坂久人君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 繰り返しになりますけれども、当方に問題があったのか、なかったのか、これは裁判によって判断されるものと考えております。詳しい内容に関しましては、今後裁判に供することもあるために説明することは、ちょっと控えさせていただきますが、いずれ訴訟の提起を受けたことは事実でありますし、当方としては、相手方の主張を受けることができないものとして弁護士を代理人として対応をしてまいりたいというふうに考えておりますので、今回訴訟に必要な経費を含め、ぜひご理解を賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） なければ、次に、3款民生費の説明を求めます。

健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 先ほど総務課総括課長のほうからも説明がありましたが、軽米町、二戸広域行政事務組合の負担金の補正がありまして、それを今回町の予算として補正計上するものでございます。

内容的には、民生費関係で229万2,000円、介護保険対策費として49万5,000円の補正をお願いしているものでございます。

以上でございます。

○委員長（館坂久人君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 説明は、淡々としてもらいましたが、先ほどの総務課長が大ざっぱな説明の中で、ちょっと当初考えていたよりも多くなったとか、計算の仕方がどうだったか、こちらの側に問題があったように説明を受け取りましたが、その点はどうでしたかというのが第1点です。

それから、介護の関係については広域でやっているわけですが、来年度見直しといたしますか、増額とかというような声もちまたに聞こえますが、その点についての情報があれば、併せてお伺いします。

○委員長（館坂久人君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 先ほど総務課総務課長から話があった関係でございますけれども、二戸広域事務組合のほうでも議会を開いて補正とかをしているわけですが、その情報をちょっと漏らしてしまいまして、こっちでの補正対応するべきだったのですけれども、それが遅れてしまって今回の補正になったということで、先ほど総務課総務課長のほうから話があったわけでございます。遅れたことについては、大変申し訳なかったなと思っております。申し訳ありませんでした。

それと、あと介護保険料の第8期の関係でございますけれども、それに関しては、今広域のほうで作業中ございまして、2月2日に介護保険の担当課長会議がありますので、その中で説明があるものと思っております。そのもっと高くなるというふうなうわさなのですけれども、多分介護保険料のほうについては、7期で上げなかったことで基金等のほうが使われて上げなかったということもありますので、8期では多少値上がりはあるものと思っております。

以上でございます。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。山本委員。

○10番（山本幸男君） 分かりました。介護保険の関係ですが、保険料の関係、できれば、そうならないほうがいいなと自分的には思っておりますので、幅が大幅、小幅、少しとか、情報がありますか。

○委員長（館坂久人君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 先ほど申し上げたとおり、2月2日に説明会というか、会議がありますので、その中で来年8期の計画が示されるのかなと思っておりますので、ちょっと今の段階では申し上げることはないということでございます。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

〔「なし」「委員長、休憩は取らないのですかと
言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） それでは、休憩しますか。20分まで休憩したいと思います。

午前11時11分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

○委員長（館坂久人君） 再開します。

4 款衛生費の説明を求めます。

健康福祉課健康づくり担当課長、角田貴浩君。

○健康福祉課健康づくり担当課長（角田貴浩君） それでは、4 ページをお願いいたします。4 款衛生費、1 項保健衛生費、3 目予防費について説明させていただきます。

こちらにつきましては、歳入のところで説明がありました新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係るものでございます。新型コロナウイルスワクチンにつきましては、供給が可能になりましたら、速やかに接種開始できるように体制確保をすることが求められておりまして、国の 10 分の 10 の補助で実施するものでございます。内容につきましては、1 節報酬、4 節共済費、8 節旅費につきましては、会計年度任用職員雇用に係るものでございます。10 節の需用費につきましては、体制確保に係る種々の消耗品、あとは文書発送用の封筒などの印刷製本費を計上しております。11 節の役務費につきましては、ワクチンの接種券を郵送するわけですが、こちらにつきましては、65 歳以上の方への郵送料、あと郵送した後、予約等は専用の電話回線を引いてやっていくことで現在考えていまして、そのための電話の費用でございます。12 節の委託料でございます。健康管理システム改修業務委託料、要は既存の健康管理システムの予防接種のシステムがございしますが、これをコロナウイルス接種に対応させるための委託料でございます。次のワクチン接種券印刷等業務委託料、こちらはワクチンの接種券等を印刷しなければならないのですが、接種券とお知らせと印刷して、それを封緘まで委託したいと考えておりまして、その費用でございます。こちらにつきましても、今回計上しているのは、今年度実施する予定の 65 歳以上の方を対象としたものでございます。あと使用料等は、コピー料金、あと備品購入費は、ワクチン接種の受付等に使用するノートパソコン等を購入予定しておりまして、それに係る購入経費でございます。説明は、以上でございます。

○委員長（館坂久人君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

茶屋委員。

○11 番（茶屋 隆君） 軽米町でもコロナの方が 1 人出てから、運がよくというか、対応が徹底しているのかもしれないけれども、その後出ないということは、非常にいいことだなと思っております。皆さん、対応に苦慮されていると思いますけれども、これからもしっかりと対応していただきたいと思っております。その後、1 人の方、経過は私も詳しく聞いていないのです。多分全治されて、もう活動していると思っておりますけれども。

それで、今テレビ等でワクチンの接種、今日も予算化されていますけれども、ワクチンの接種に関してですけれども、非常に危惧されておりますけれども、軽米町ではそんなことはないと思うのですけれども、対応する看護師さんとか、お医者さんとか、場所とか、そういうことも今これから対応されていくと思っておりますけれども、遅れることなくすぐ接種できるような体制をとっていただきたいなということをご要望いたしますけれども、そのように向けてやられていると思っておりますけれども、その辺をどのような対応をされているのか詳しくご説明いただければ、安心すると思っておりますので、よろしく願います。

○委員長（館坂久人君） 健康福祉課健康づくり担当課長、角田貴浩君。

○健康福祉課健康づくり担当課長（角田貴浩君） 対応状況につきましては、国等からの情報が少ない中でちょっと苦慮している状況ではございますが、医療機関、町内、県立軽米病院と民間の開業医がお二人いらっしゃるわけなのですが、県立病院につきましては、まず内々といいますか、お話しして、内諾は得ているというふうな状況でございます。開業医の方につきましては、お話しは持っているのですが、医師会等いろいろな、医師会の方針とか、そういったものもございまして、まだそちらのほうは進んでいない状況です。ただ昨日説明会がありまして、それだと高齢者については、2か月で2回接種するようなことを国では考えているようなのですが、それも軽米に当てはめると、1週間に800人以上を接種しなければならない、ちょっと現状だとそこまでは厳しいかなと思っておりますが、できる限り速やかにできるような準備は進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（館坂久人君） 茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） 大体医療従事者をやってから高齢者という形で順序にやられていくということは、もう把握されていると思っておりますけれども、今それに向けて準備されているけれども、何とか対応したいというふうなことですけれども、ぜひ対応していただかなければ、コロナの沈静化、そういうふうなことに一番やっぱりワクチン接種が重要かなと思っております。私も65歳以上、もう70歳を過ぎましたので、率先して受けたいと思っておりますけれども、受けたくないという方もいらっしゃるみたいですが、できればみんなですべて、それは個人の自由ですが、そういうふうなこともこれから啓蒙していったほうがいいのかと思っておりますし、私も率先して受けたいと思っておりますので、ぜひスムーズに接種できるような体制を整えておくことを要望しますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 予防接種もですけれども、やっぱり検査をやって、感染してい

る人、症状がなくて感染している人は隔離して広がらないようにというのをまず今テレビなんかでもやっていますけれども、それはPCR検査を広げていくというような、そういう方向性は、県とか国とかはないですか。

○委員長（館坂久人君） 健康福祉課健康づくり担当課長、角田貴浩君。

○健康福祉課健康づくり担当課長（角田貴浩君） PCR検査につきましては、保健所が中心になって実施しているわけですが、まず広くという方針にはなっていないと私は理解しておりましたが、濃厚接触者を中心として実施しているということと理解しております。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） ワクチンの接種、もう身近に来ているなというのを今何か感じました。テレビ等で聞いているけれども、まだまだ先のことだなと思ったら、まず65歳以上の人に券を作るというようなことですから、これは年度内の予算だと思うので、今後4月以降含めて段階的にまず予算づけして、そのワクチン接種のほうが進むと思うのですけれども、現在のところの軽米町の接種スケジュールというのは、どのように考えているのかなと。まだ軽米の人たちというのは、身近に感じていないのではないかなと思うのですが、その辺はどのように、今現状としてどのようになっているものでしょうか。今予算化した上で。ちょっと今後のことを教えてください。

○委員長（館坂久人君） 健康福祉課健康づくり担当課長、角田貴浩君。

○健康福祉課健康づくり担当課長（角田貴浩君） ご質問にお答えします。

スケジュールということなのですが、国では、全国一律一斉に実施したいということでございまして、今年度につきましては、先行して医療従事者が昨日の説明会だと3月頃に開始するものではないか。ただ、これはワクチンの承認が前提となっております。私も報道でしか知っていないのですが、1月25日に承認見込みというようなことは、報道で聞いてございまして、それ以降に医療従事者が開始されて、その後に高齢者は、その接種券の発送につきましては、昨年12月にも説明会があったのですが、そのときは3月12日までに発送できるよう準備を行うことということだったのですが、昨日の説明会だと3月中旬以降となりまして、送付してから接種開始まであまり時間を置かないような形でまた追って通知をするということでございます。ワクチンの供給につきましても、今進んでいるのがファイザー社で、こちらが7,200万人分ということでございまして、当然これだけでは足りないわけでございます。あとワクチンの管理もマイナス75度のフリーザーが必要。これにつきましては、国が確保して各市町村に無償で配布することになっておりますが、なかなか管理がデリケートなものでございまして、そういったことも考えて、供給

もまだどの程度の供給になるか見通しが無い状況で進めなければならないのですが、いずれ国の示しているスケジュールを目指してやっていくしかないと思っております。ちょっと今この程度しかお話しできないのですが、ご了解をお願いします。

○委員長（館坂久人君） 中村委員。

○4番（中村正志君） それでは、ちょっと確認ですけれども、先ほど茶屋委員は、自分が率先して受けたいというお話ありましたけれども、これは任意制なのか、強制なのか、どのような考え方でワクチン接種が今後進められるのか。

というのは、自分からやりたいからといって行けばやってもらえるものなのか。ではなく、もう一律に軽米の地域の人たちの65歳以上だったら全員受けてもらいますよということを知りてやるものなのか。テレビなんかでもマスコミが総理大臣に、あなたは受けますかとかと、何か変な質問をしていますけれども、そういうのではなく、自分が受けたければ受けられるのか。ではなく、もうみんなかからないように全員受けてもらおうとしているものなのか、その辺がいまいちちょっとよく分からないのですけれども、その辺はどのような説明がされておりますか。

○委員長（館坂久人君） 健康福祉課健康づくり担当課長、角田貴浩君。

○健康福祉課健康づくり担当課長（角田貴浩君） ワクチンにつきましては、任意接種ということになっておりまして、希望すれば受けられるということで、受けたくなければ、受けなくてもいいというものでございます。ただ、やっぱり多くの方が接種することで感染の拡大が抑えられるということですので、できるだけ接種していただいたほうが良いと考えておりますので、その辺は周知してまいりたいと思います。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

〔「2回、2回受けなければならないわけだ」と
言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 回数は、2回受けるわけだ。そうすれば、3月やって、次はいつやるの。

○委員長（館坂久人君） 健康福祉課健康づくり担当課長、角田貴浩君。

○健康福祉課健康づくり担当課長（角田貴浩君） ワクチンは2回接種していただくことが必要です。1回受けてから、少なくとも3週間、21日、3週間から4週間が推奨されているのですが、それが難しい場合は、ちょっとこれも報道なのですが、2か月ぐらいは大丈夫ではないかということですが、いずれ2回接種が必要になるということです。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

上山委員。

○1番（上山 誠君） 1つだけ。場所は、どこでやることを想定して考えているのです

か。

○委員長（館坂久人君） 健康福祉課健康づくり担当課長、角田貴浩君。

○健康福祉課健康づくり担当課長（角田貴浩君） 場所につきましては、県立軽米病院に協力を得て、軽米病院で実施することを考えております。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） ワクチンのことではないのですけれども、コロナ関係で、12月に補正して、コロナの関係の予算あれしているのだけれども、その後の予算の執行状況というのは、どのようになっているのかなど。もう年度が3月も近くなっている状況で、というのは、私関心を持っていたのが、農環センターのトイレの改修とか、そういう大きなハード事業等もあったようだけれども、そういうふうなのがなかなか手をつけられていないような雰囲気を感じるのですけれども、せっかくもう補正したのでしたら、速やかに事業実施するべきだなというふうに私は思ったのですけれども、ほかにもいろいろ事業、補正項目があったと思うのですけれども、今ちょっと資料がないのであれですけれども、その辺のコロナの関連を、この前も補正した予算執行状況等がどのようになっているのか。

例えば玄関入ってきて、議会の玄関入ってきた、よく分からない体温計とか何かあるようだけれども、あれも多分それのことだなと思ったりしているのですけれども、いろいろそういうふうなのがあちこちに実施されているのではないかなと思うのですけれども、その辺、今どのようになっているのか。健康福祉課だけではないと思うのですけれども、町全体だと思うのですけれども、お願いしたいと思えます。

○委員長（館坂久人君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） それでは、コロナ関係予算の予算執行状況についてなのですけれども、大変申し訳ございません、現在手持ちの資料がございませんので、具体的に何がどうというのはお答えできませんけれども、先ほど議会棟の入り口の非接触型の体温計等、ああいった備品については、順次手配をしているところです。農環センターのトイレ改修あるいは役場もそうなのだけれども、そういったハードの部分につきましては、まず設計業務というのが必要でありますので、現在その設計業務を行っているところでございます。実際に改修となると、当然年度内、困難だと思えますので、来年度というか、繰越明許予算として来年度の事業として事業実施というふうなことで考えております。

〔「今年度中には手をつけないの、まだ設計」と
言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 休憩します。

午前 11 時 39 分 休憩

午前 11 時 41 分 再開

○委員長（館坂久人君） 再開します。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） ないようですので、次に、7 款商工費に移ります。

説明を求めます。産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） それでは……

〔「委員長、昨日説明してもらったけれども、もう一回改めまして詳しく説明してもらって、これ工程表とか、資料の説明、これを改めてまた」と言う者あり〕

○産業振興課総括課長（小林 浩君） それでは、まず先に議案のほうである歳出の内容についてご説明申し上げます。

議案第 1 号の 5 ページ、7 款商工費、1 項商工費、2 目商工業振興費、1 2 節委託料 7, 4 2 0 万 2, 0 0 0 円。かるまい交流駅（仮称）建設予定地医療廃棄物撤去処分委託料でございます。1 4 節工事請負費 2, 7 7 0 万 5, 0 0 0 円、これはかるまい交流駅（仮称）建設工事、医療用廃棄物撤去処分に伴いまして、工期が約 5 か月間延長となることに伴う増額の工事請負費でございます。2 1 節補償、補填及び賠償金 1, 7 5 6 万 2, 0 0 0 円、これは医療廃棄物撤去処分に伴う工事着工遅延、工期が延びるのではなくて、こちらのほうは工事に 5 月にならないと着工できない予定となったということに伴う会社等の利益分の補償金でございます。

それでは、スケジュールから昨日の説明資料 2 つについて説明することによろしいですか。

○委員長（館坂久人君） 昨日の説明と同じ説明でよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 昨日と同じ説明になるとは思いますけれども、改めまして、それではご説明させていただきます。

まず、A 3 判横カラー印刷の建設事業の進捗状況についてご説明いたします。契約工事 3 件の契約が 9 月 1 5 日、議会本会議において承認され、本契約をいたしました。工期は、令和 2 年 9 月 1 8 日から令和 4 年 1 0 月 2 5 日までとなっております。起工式を 1 0 月 1 9 日に開催いたしました。建設予定地に隣接している住民の方々を対象に 1 0 月 2 3 日に説明会、工事の説明会を開催いたしました。定例工程会議につきましては、3 工事とも 9 月から月 1 回、1 月まで開催しております。実

際に業者のほうで工程表を作成して着工、仮設工事以外の本工事に着手する予定日は、おおむね3工事業業者とも11月1日から令和4年10月25日までという工程表を提出していただいております。

次に、土壌汚染対策法の部分の欄をご説明いたします。土壌汚染対策法第4条第1項の規定に基づきまして、令和2年10月16日、二戸保健所と届出に係る協議を行いました。資料作成し、10月28日に届出をいたしました。それに対しまして、県からは10月30日付で審査結果の通知がございました。この内容は、土壌汚染等の調査を命じませんと、工事に直ちに着工してもよろしいですという内容の通知でございます。その旨を請負業者のほうに報告をいたしまして、実際に本工事への着工をしてよい旨を連絡いたしまして準備をしていただくことといたしております。

その後11月6日でございますが、二戸保健所から30日に許可をいただいた件について再度協議をしたいという連絡がございました。受注者のほうに工事に着手することを一旦停止してくださいと、まだ着工しないでくださいという連絡をいたしました。その後保健所と届出内容の確認、資料の作成等を行いまして、11月18日に再度届出を提出しております。

それに対しまして、11月20日午前でございますけれども、審査結果の通知をいただいております。これも最初の届出に対する通知と同様に、土壌汚染調査は命じない、工事に着工してもよいという内容の通知でございます。これを受け、工事業業者のほうへ工事に着工してよい旨を連絡をしております。資料の矢印でございますが、ボーリング工事に着手、許可をいただいた同日の午後、ボーリング工事に着手したところ、医療廃棄物と思われるガラスの小瓶、注射針等が出土した旨の連絡がございましたので、直ちに工事を中止、廃棄物が出土した場所を現状維持するように指示いたしまして、保健所のほうへ同日連絡をいたしました。

その際に、今度は医療廃棄物撤去処分という欄の部分の説明になりますが、20日その旨を二戸保健所へ連絡いたしました。その際に、埋設物のない場所については、工事を継続してよいということを確認いたしました。あわせて、出土範囲を確認するための試掘を実施したいとお話ししたところ、そのようにしていただいたほうが県のほうでも都合がよいので、お願いしますということで確認いたしました。

11月24日でございますけれども、保健所担当課長及び担当者2名の方から、現地に来ていただきまして、どういう試掘をするかの説明、あとはそこに書いておりますとおり、埋設物が出土した箇所は現状を維持してください、ない場所については試掘した土砂を埋め戻してもよいということを確認いたしました。

11月30日、試掘が完了いたしましたので、二戸保健所のほうに連絡をいたしまして、再度現地を確認していただきました。その際に、出土した注射針、ガラス

の小瓶等は、薬品が入った小瓶等と思われ、医療廃棄物ですねというのが保健所の見解でございました。この件につきましては、保健所等に対する報告等の必要はない、法律に基づきまして、廃棄物処理法になりますが、法律に基づいて処分してくださいという指導がございました。

12月4日でございますが、医療廃棄物と思われる出土したものの写真等によりまして、医療局のほうを訪問して、こういうものが出ましたというような説明をさせていただきました。

12月8日でございますが、医療局から担当課長以下3名の方が現地を視察に参りました。状況等を説明し、その際に、医療局による処分費の負担をお願いしたいという旨をお伝えいたしました。その後、おおむねの額等の確定が必要でございますので、矢印の部分になりますが、専門業者に医療廃棄物撤去処分業務の見積書の作成を依頼いたしました。あわせまして、これに伴いまして、工事に着工できないという事態が生じますので、工事業者に対しましては、工事に着工することが延びるということについて何らかの損害が出るもの等があれば、見積書の作成をお願いしたいということをお願いいたしました。

それらの資料が整いましたので、1月7日でございますが、概算の予算資料を持参いたしまして、県医療局のほうを訪問し、説明をしております。それは協議中でございます。7日は、あくまで専門業者の廃棄物処分に係る見積書、3者分の見積額、併せて業者から提出された見積書、その額でもって医療局と協議をしております。その際の概算額は、約1億5,700万円でございます。

そこで、次の資料の説明をいたしますけれども、よろしいですか。次に、A4判の補正予算の内容についてになりますが、医療局に1回目、概算額を取りまとめて協議をする資料として作成した額を、見積書等を見直しをいたしまして、国、県の基準等に基づいて積算できる部分については、見積りを参考としながら役場としての設計書を作成する等の作業を行いまして、合計で1億2,406万7,000円となったわけでございますけれども、そのほうから説明いたしますが、かるまい交流駅（仮称）建設予定地廃棄物試掘調査、これは先ほど申し上げました保健所のほうから試掘をしていただければということで要した費用として360万8,000円、これは当初予算で対応済みでございます。

2段目でございますが、かるまい交流駅（仮称）建設予定地土壌分析業務、県からは土壌汚染対策法の届出をした際に、土壌汚染の調査の必要はありませんと。それは、同法3条1項で定めております有害物質の特定施設がこの予定地に建設されていたと、指定されている工場等事業所等がその場所にあった履歴はないということで土壌汚染の調査は必要ありませんよということをお願いしたものと認識しておりますが、住民の方々の安全を確保するためということで土壌分析業務を実施し

ております。これは、1月29日までの予定となっております。速報は届いております。正式な成果品ではございませんが、ダイオキシン等の発生は確認されております。

その下の段になりますけれども、今回の第8号補正予算対応分になるわけですが、医療廃棄物の撤去処分業務といたしまして7,420万2,000円。その下でございますが、工期が5か月間延長となることにより増額となる経費といたしまして、工事請負費として2,770万5,000円。これは、下の米印の2番目のほうを見ていただきたいのですが、建築工事につきましては、国交省等が定める公共建築工事共通積算基準に基づいて諸経費の積算を行っております。これは、工期の月数が延びると諸経費率が高くなります。当然工期が長くなると、会社の諸経費等が必要となるということがございます。その分の5か月間分を工事請負費として変更契約したいというところがございます。また、併せまして建築工事につきましては、現場仮囲いの鉄板、敷鉄板のリース料等が、併せて期間が延長されますので、リース料が増額となるというものでございます。

その下の欄の工事が遅れることにより生ずる補償金の1,756万2,000円でございますが、施工業者の令和3年5月まで、主に建築業者ということになりますけれども、既に下請契約等を行っている。下請業者は、現地に乗り込んでくるための段取りを取って、それに向けて社員等を確保しているという状況がございますが、これが5月着工まで延びるということになると、5月までの間の会社の利益の部分が確保されないということが生じます。これは下請工事に向けて請負できる工事について契約をしないで、下請をするための契約をしているということがございます。これらの要因に基づく補償金として1,756万2,000円を計上させていただきます。

説明は、以上でございます。

○委員長（館坂久人君） 説明が終わりました。

皆さんにお諮りしますが、零時になりました。質疑のほうはどうしますか、続行しますか。

〔「休憩して、午後にしてください」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） それでは、1時まで休憩したいと思います。

午後 零時00分 休憩

—————
午後 零時59分 再開

○委員長（館坂久人君） それでは、午前中に引き続きまして会議を再開したいと思います。

午前中の説明の補足説明がありますので、説明を求めたいと思います。

産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） それでは、補足説明といたしますか、昨日1名の議員さんから資料の要求がございました。それで、口頭で説明させていただきたいということにしておりましたので、その件につきましてご説明申し上げます。

要求の内容でございますが、商工費の予算の積算根拠を示した資料でございますけれども、その件について若干説明させていただきたいと思います。医療廃棄物は、感染性廃棄物として適正に処分することが法律で定められております。そのことから、密閉された容器に入れて、収集、運搬を行い、処分することとなります。予定地から撤去処分する廃棄物が混入した土量は、現在うちのほうで予想しているのは357立米、重量にして約500トンでございます。現地の土砂を掘削する作業、土砂を約20リットルの密閉容器に入れる作業費、容器を処分場まで運搬する経費、処分場での医療用廃棄物としての処分費を合算した金額が7,400万円となるものでございます。項目の詳細につきましては、契約前でございますので、説明は控えさせていただきます。

あと工事請負費の積算根拠でございます。建設工事につきましては、仮囲い、敷鉄板のリース期間延長に伴う経費が約160万円、そのほか先ほどもご説明申し上げましたけれども、国の基準で積算をし、5か月間工期が延長することによって生ずる諸経費の増額分が約1,500万円、機械設備工事につきましては5か月間の工期延長に伴う諸経費分で約560万円、電気設備工事につきましては、これも5か月間の工期延長に伴う諸経費分が約470万円ぐらいになると想定しております。

次に、補償費の根拠でございます。建築工事につきましては、既に掘削工事、地盤改良工事、鉄筋工事、型枠工事、クレーン、重機を使用するクレーン工事等の下請契約を締結済みでございます。これらの下請業者の着工が5月まで遅延することに伴う補償費として約1,600万円、機械設備工事につきましては、予定していたボーリング工事が、現在ボーリング工事につきましては、保健所の確認をいただきまして、工事を進めてもよいということで作業中でございますが、約5日間工事が遅れました。これに伴う機械経費及び従業員の宿泊料等で70万円を想定しております。電気設備工事につきましては、補償金の支払いは予定しておりません。

最後に、県医療局との協議に係る復命資料ということでございましたが、これまでは出土した状況を写真等により説明しているものでございまして、昨日の全員協議会に提出した費用に係る資料は、1月20日に県医療局の担当課長宛てにメールで報告をしておりますが、今後費用負担の詳細等については協議を進めていく、これから協議を進めていくという予定でございます。

以上でございます。

○委員長（館坂久人君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 初めに、町長からお伺いしたい。まず、この工事については、既に契約して、もう工事に入るといふような状況の中において、この事案が発生したと。この事案の発生について、町長はこのことをどのように考えているのか。

というのは、まず町の落ち度なのか、ただ単に県の医療廃棄物だから県のあれなのか。いずれその責任というか、私が思うには、もう契約をして工事に入ってくださいということで進めている中において、その後こういう事案が出たということは、やはり町が、発注者側がちょっと落ち度があったのではないかなど。もしかすれば、やはりこのことについて町民に対して謝罪する事案の内容ではないのかなど、逆に言えば、私そういうふうな思いもあるわけですがけれども、そのような考えもあるのかどうか含めて、町長が今この事案に対してどのような考え方、思いを持っているのかお聞かせいただきたい。

○委員長（館坂久人君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） ただいまの中村委員のご質問にお答えしたいと思います。

これまでの町が進めてまいりました、事業化しました。小林総括課長が申し上げたとおり、瑕疵がないものと考えていますが、実際にはこのように医療廃棄物が出てきたわけでございますので、大変町民の皆様方には、ご心配をおかけしていることに関しまして、おわびを申し上げたいと思います。

今後といたしましては、早期に廃棄物を除去するとともに、県と協議しながら、限りなく一般財源の支出を抑えることに全力を傾注してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（館坂久人君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 今の答弁の中では、事務の進め方等については瑕疵がなかったというふうなことです。それで私、今回ここで発言させていただいているのは、4年前だったですか、平成29年3月定例会において、まず土地の取得、今工事している場所、土地の取得の提案がされて、そのときにいろいろと議論、審査して、賛成もあり、反対もあり、その中で何とか議決はされましたけれども、私、そのときに賛成をした立場の中で、何かそのときは早く交流駅を進めてほしいという願いがあったものですから、もうとにかくそれが一番あったということで賛成の方向で考えていました。今こういう事案が出たときに、今ちょっと振り返ってみますと、当時の議事録もちらっと見たりしたのですけれども、土地の取得に関しては、当初は元屋町、馬検場の跡地を想定してずっと進めてきていたと。これに対しては、町民の

方々、また商工会の方々も大いに賛成していた。それが急遽12月になってから土地の係争が、何だか問題があったということで急遽変更をしようということで、1月になってからそれを変更する方向で、そのときに今の土地のほうに変わることで不動産鑑定士のほうにもお願いして、急遽幾らぐらいでどうのこうのということで頼んで進めたようです。2月16日に、この評価書が報告されてきていましたけれども、そのときに実際、そのときの反対討論の中では、ちょっと拙速ではないのかなというふうなこと等があったようですけれども、私は逆の賛成の立場でしたので、それは特になく、当初からもそういうふうな考え方もあったのでいいのではないかとということで賛成したわけですけれども、今考えれば、やはりちょっと拙速、ちょっとあまり後々を考えないで、あまりにも企業版ふるさと納税の3,000万円余りをもらうためだけで、何か急ぎ過ぎたのではないかなということが今現在の事案が出たときに思うわけです。

そのときの陳情書の中で、資料があったので不動産鑑定評価書をちょっと見たのですけれども、その中に、この調査範囲等の条件の中で鑑定士は、その土地を評価するのにおいて、土壌とか、そういうふうなものに関しては、一切関知しないというふうに書いてあるような気がするのです。私は、ちょっとこの言葉等もよく分からないのですけれども、いずれ土地を評価する上においては、まず更地として評価をしますよと。ですから、その後々使うときに、何か掘ったときに何か出てくるか何か、そういうことに関しては一切関知しませんよというふうに書いてあるような気がしております。ですから、利用者が利用するときに、それは考えることというふうに書いてあるように私は感じていましたけれども、受け取っていましたが、それを考えた場合に、2月1日付の鑑定をされて、2月16日に評価書が報告されてきました。それで2月28日に、12日間のうちに3月定例会で提案されたと。ですから、土地の評価を報告されて、ただ後々のその土地が今後どのようになるのかとか、そういうことも一切想定できる時間がない中で提案されてきたということ。何かこの辺のところでは非常に、さっきは事務的に瑕疵はないとは言いましたが、何か事案を想定できなかつた状況というのは、その事務の手續上にちょっと問題があったのではないかなというふうに私は今になれば感じる。

ですから、その辺のところをいま一度、また今日も、昨日、今日の話ですけれども、この1億何千万円という補正予算は、県と協議をすることはしておりますけれども、果たしてどれだけの県からの損害賠償といえますか、負担があるのかは分からないのですけれども、なければ一切町の単独の経費というふうなことになる。そうなった場合に、果たして町民に対する説明ができるのかなというのがちょっと私自身不安な状況があります。その辺のところでは、いま一度ここ少し間を置いて、もう少しいろんな人の意見等を聞きながら、少し時間を取ってこの予算を考えるべ

きではないのかなというふうに私は思いますけれども、私たちもちょっと昨日説明されて、今日審議するといっても、なかなか資料も見つけれなくて、考える時間もない中なので、その辺のところは、何か議会にかければもうすぐ通るのだというふうな安易な発想のように感じて、逆に言えば、議会が非常に軽んじてられているなというふうに思うわけです。その辺のところをちょっと、事務的な部分でなのかどうか分からないのですけれども、議会に対してその辺のところをちょっともう少し時間を置く。確かに時間を置けば置くほど経費がかかるというかもしれませんが、果たして今またやってみようかなというふうな感じを受けるわけですが、その辺のところはいかがでしょうか。町長でもいいし、総括課長でもいいです。

○委員長（館坂久人君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 今の件についてでございますけれども、鑑定評価の件も出されました。鑑定評価をする際に、その価格の要因として考慮するものは医療廃棄物ではございません。土壤汚染でございます。これを昨日も説明申し上げましたけれども、法律で定める有害物質特定施設が建っていた、使用していた、製造していた、処理をしていた工場、事業所等の経歴がある場合、考慮しなければいけないということでございます。この件につきましては、そういう経歴等を調査いたしまして、病院は該当外施設でございますので、土壤調査を考慮した上での土地の鑑定評価は行わなかったということでございます。これは法律に基づいて、あるいは国交省の基準、取扱指針に基づいてということになります。

医療廃棄物、土壤汚染とは別に医療廃棄物が出土した、埋設されていた、この件につきましては、当然用地売買契約を締結する際に、前所有者の方もそういうものが自分の土地に捨てられていたという認識は全くない。町といたしましては、その対等な立場で信頼関係の下で売買契約をする際に、当然前所有者の意見を信用して購入したということでございます。

しかしながら、掘削工事に伴いまして、地表から約70センチほどの深さから医療廃棄物が試掘の結果、点在をして見つかった。これは、医療廃棄物でございますので、埋められていた廃棄物は、出土を確認した時点で、法律に基づいて処分しなければいけない。掘って出てきたから、ではまた埋めれば、埋めて元に戻していいのかということにはなりません。これは、適切に処分をしていかなければいけない。当然廃棄物の中には、どこから出たのかを特定できるものも出土しておりますので、それを医療局と協議を進めながら、少しでも町の負担が少なくなるように、できれば100%を要望していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（館坂久人君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 私が先ほど言った土地を鑑定してもらうときの関係は、法律がどうのこうの、それはどうでもいいのです。実際ただそのときに、そういうふうなものがあるか、ないかというのは関係なく、ただ評価してくれよというふうに言ったというふうに私は捉えています。ですから、別にそれはいいのです。でなく、ただそれはそれでいいのだけれども、しかし町としては、購入する際には、もしかすればそういうふうな、元病院の跡地だったから、そういうのがもしかすれば埋められているのではないかというふうな想定がなされなかったということがちょっと落ち度だったのではないかというふうに今であれば思うわけです。実際こういうことが、起きていますから。だから、その辺のところを法律がどうのこうのという問題でなく現実の問題として考えなければならないのかなと。

それで、何か資料を見ますと、元の病院は、昭和17年から昭和43年頃までそこにあったという何かあったようですけども、その後に軽米幼稚園が、前のほうが軽米幼稚園とあと園庭もあって、あと後ろのほうには誘致企業のファンデーションだか、アツギの何かあったようなのですけれども、そういうふうなのに使われて、それで幼稚園が閉園した後は、あそこ緑地公園ということで、町で芝生を植えたりした経緯もあるようです。いずれあそこずっと町が所有して、所有というのか借りていたのか、町とあれがどのような関係があったのかよく分からないのです。我々が町のものだったのかなというふうに思ったりもしていたのですけれども、その辺の今売主と買主の関係は、そういうのが一切埋められていませんよということでの信頼関係の、言葉での信頼関係の中で、それはないものとして売買契約をしたというふうなことを言いましたけれども、多分売った方というのは、昔のことはほとんど分からないくらいの代替わりをしているという、そういうふうな状況の中で、果たしてそれが信頼関係だけでよかったのかなという、今何もなければ別に問題ないのだけれども、今現在こういう事案が起きたということ、事件が起きたことに対して、やはり何か落ち度があったのではないかというふうな考え方もするべきではないのかなと。

そして、果たしてお金をこれだけ1億何千万円も予算化しなければならない理由をどのように町民に対して説明していくのか。この辺がやはり一番大きな問題ではないのかなというふうに私は思うわけですけども、その辺のところを再度お願いしたいと思いますけれども。

○委員長（舘坂久人君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） ただいまの件でございます。当然、先ほども申し上げましたけれども、前所有者と信頼関係の中でそういうものはありませんよと、ないと。本人も、実際に出土してすぐ前所有者の方のお宅も訪問いたしました。再度、以前の契約書はないか、医療廃棄物が埋設されていたという認識はないかとい

うお話をさせていただくために前所有者のお宅へ訪問して参りましたが、その際についても、いや驚きである、そういうものが埋設されていたということは、もう大変驚きであるという内容でお話をされておりました。また、当然役場といたしましては、前所有者の方の土地売買契約時信頼したわけでございます。また、その以前につきましても、平成24年3月10日、報道で県医療局から県内の病院跡地を調査して医療廃棄物を埋め立てたとした箇所はないと新聞で報道もしております。その件も役場としては、当然その報道内容を信用したものでございます。

これは、2005年、平成17年に福岡病院から医療廃棄物が出土いたしました。その際に、県医療局は、全県的な調査を行って、聞き取り調査をした結果、ほかの病院について、埋設されていたという事実は確認されなかったとしたものでございます。それらの件についても、役場としては当然県の調査内容を信頼したものでございます。

以上です。

○委員長（館坂久人君） 中村委員。

○4番（中村正志君） そこでもう一つ具体的な部分で、さっき、今分かるかどうか分からないですけども、ずっとあそこの土地は、町で使用していた。県立病院があった部分は、その後幼稚園が建てられていたり、誘致企業があったり、その後芝生の緑地公園みたいなものがあったり、そのときには、町がその所有者から借りていた状況だったのか。私は、逆に町のものなような気がしていたのですけれども、今これをやろうとしたときに、初めて所有者の人がいたということで、それを売買したかもしれないですけども、だからその辺のところはどのように、その土地に関して。

というのは、あまりにも期間が短かったのではないかなと。旧馬検場の跡地のほうでばかり進めていたのが、急遽乗り換えたということで、1月から2月にかけて1か月もない状況の中で、もう方向転換した中において、そこまでそういうふうなことを考える余裕もない状況の中で進めてきたので、その辺のところはどのようになっていったのか。もし分かれば、分からなければ分からなくてもいいのですけれども。

というのは、あと今病院の跡地で医療廃棄物が残っていないというふうなことを言いましたけれども、昔は捨ててもよかったのでしょうか。こういうことを言っているのかどうか、だから捨ててあったのではないか。ただ、それを今の時代になって、廃棄をきちんと処理しなければならないという。役場の駐車場も病院の跡地ですけども、後でそこに何か捨てられていたというふうな、世間話の中で、職員の中でそういうふうな話をされたときもあったような気もしたりしています。ですから、そういう法律ができる前は、無防備に捨てていたときは、ちよくちよくあったので

はないかなど。今見つかったから、だからそういうことを想定するのであれば、そういうふうな工事は適さなかったのではないかというふうに思うわけですがけれども、ちょっとその辺、今までの所有の関係等をちょっと分かれば教えてください。

○委員長（館坂久人君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） それでは、まず土地の履歴でございます。昭和22年には、当建設予定地は畑として利用されていた旨を登記事項証明書で確認しております。しかしながら、昭和17年には、県立病院でない、国の組織で病院が運営されたようでございます。その辺の詳しい情報等はございません。昭和23年に軽米病院が開院しております。昭和44年に役場隣へ移転しております。この病院は、前所有者から土地を借りて、病院を建築して運営をしていたものでございます。昭和45年からは、縫製会社、会社名は申し上げませんので、縫製会社が稼働しております。これは、旧病院建物を利用しての営業開始ということになります。平成5年には、病院の建物が5棟ありまして、それをつなぎ廊下でつなげた形の建物として利用されておりました。その一番町道に近い建物を平成5年から軽米幼稚園として役場が借り受けて、幼稚園を開園しております。その際に、道路側から2棟目の建物だけを取壊しをして、園庭として利用しております。平成17年は、全ての建物を……

〔「平成ではないでしょう、平成5年ではないでしょう、昭和」と言う者あり〕

○産業振興課総括課長（小林 浩君） すみません。間違いました。昭和44年病院移転とともに、幼稚園を開園して、平成5年まで幼稚園を運営しております。これは、道路側から2棟目だけを壊して園庭として使用しています。それで、平成17年に全ての建物を撤去した。土地については、いずれも平成29年3月に町で建設予定地として売買契約をするまで前所有者の所有であって、建物は全て賃貸で建てられていたものでございます。

○委員長（館坂久人君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 今の質問と関連するのですが、建物を壊した後、まず平らにならして、埋め戻しという、その作業、それをやったのが役場でやっていましたので、総務課で何かやったと思うのですが、だから私もあれは町の土地だとずっと思っていました。その後公園みたいにして芝生を植えたりしていた。今のことに戻りますけれども、10月23日に現地説明会をやりました。近所に住んでいる人たちが集まって説明を受けたのですが、そのときに、ここは前病院だったのだ、掘れば注射器とか、薬瓶とかが出てくるというふうな……説明をした人は会社の人だけだったのですか。町の立会いもあったのか分からないのですが、それを言ったら、説明、近所の住民の人たちがそういうふうに言ったということを聞きました。

1つ今私が聞きたいのは、先ほども議会に説明がなかったということ、12月2日に全員協議会があって、3日から12月議会も始まったわけですがけれども、その間にいろいろあったわけですね。保健所から工事中止するとか、また始めてもいいですよとかと、いろんなことがあったわけですがけれども、議会は12月中旬ぐらいまでやっていたけれども、全然説明をしないで、しなかったというのがちょっと残念だなと思います。そういうときはどうなのでしょう、最後の日にある議員が、この工事がさっぱり進まないから、施工管理というか、いつからいつまでは何の工事を終えてというふうな、そういう工程表みたいなものを出すものなのだというふうなことを質問した方がありましたけれども、それもなかったということで、そのことについてお伺いします。

○委員長（館坂久人君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） ただいまの江刺家委員の質問でございます。10月23日に隣接者を対象とした現地説明会を開催しております。そのときの中の住民の隣接者の方で1名の方が、病院が昔運営していた際に、この辺に穴を掘って何かごみ、何かって、今江刺家委員は注射針とかとおっしゃいましたけれども、穴を掘って何か埋めているのを目撃したことがあると言った方は1名おられます。

○3番（江刺家静子君） 私は、ただ山に積まされている……

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 出土した箇所は、いずれも現地盤から70センチから1メートルぐらいの、浅い部分であれば50センチぐらいの部分もあるかもしれませんが、試掘をした調査結果では、全てが地中の中に埋まって出土してきたことを確認をいたしております。そういうふうな目撃証言も10月23日には1名の方から証言がございましたので、ボーリング工事につきましては、地中熱設備を設置するためのボーリングは、約45本の地中熱採取するためのボアホール、穴です、100メートルの長さの穴が設置されます。それは、現在医療廃棄物が出土した箇所が一番内側のほうでありまして、あとは町道側、こっちの入り口に近いほうに主にボーリングの穴を空けて熱を採取する予定となっておりますけれども、証言等もございましたので、その証言した箇所を逆にこちらといたしましては、最初にボーリングをしましょうということで、そちらのほうから着工したわけでございます。

もし万が一出土するのであれば、工事を進めていって、途中で出るよりは、最初に出て調査をして、処分の方向性を決定していくということがリスクが少ないだろうということで最初着工したわけですが、最初のほうで着工した部分からその医療用廃棄物が出土してきたということでございます。また、出土は11月20日に一部出て、それから保健所等と協議を進めてというよりは、どのようにしたらよいかということについて指導を仰いできたということになります。

12月の定例会の際には、まだその方向性等も決まっておりません。医療廃棄物、

軽米病院と名前のついた体温計等も出土してきておりますので、そのことから医療局と協議をし、今後の方向性がある程度お話をできる段階での説明となったものです。

○委員長（舘坂久人君） よろしいですか。江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 岩手町で何か沼宮内、県立の病院があった場所を社会福祉協議会か何かで買って、そのことに関して、何か医療局で補償というか、やったようですけれども、そのことはご存じでしょうか。

○委員長（舘坂久人君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 先ほども申しあげましたけれども、平成17年には、福岡病院から医療廃棄物が出土した。それから、県医療局は、そのほかの旧県立病院が運営されていた土地に医療廃棄物がないかどうかをある程度時間をかけたものだろうと思いますけれども、調査をしたと。それで、平成23年10月21日に旧沼宮内病院で医療廃棄物が見つかりました。この土地は、県が所有する土地に沼宮内病院が建設されていたものでございます。その土地を岩手町が買い受け、それを社会福祉法人に貸し付けて老健施設を建設しようとしたものでございます。その際に、これもまた県立病院ネーム入りの水銀体温計等が出土したことを踏まえて、県医療局と協議を進め、これに対して医療局は、撤去処分については、全額を負担し、撤去を行ったと新聞には書かれております。

この福岡病院の医療廃棄物の埋設物が出土した件について、医療局が調査を進め、この沼宮内の平成23年の事件をもって新聞で翌年12月、平成24年3月10日に報道になっているわけですが、これは見つかってから協議を進めていって、処分がようやく終わって、福祉施設の工事に着工できるあたりに県が福岡病院の件をもって報道していたが、沼宮内病院についても出土してきたと。それ以外の旧県立病院跡地については、医療廃棄物の埋設はないという聞き取り調査をしたということが平成24年3月10日に新聞で報道されたものであり、今回の沼宮内病院の件も含めて、今後さらに再調査を進める必要性もあるのではないかも含めて検討していくということとしていたようでございます。

○委員長（舘坂久人君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 今工事現場を通ると、ボアホール工事中というふうなのが1月に入ってからずっとあります。あれは、地中熱のパイプをやるための工事でしょうか。それで、まず上から泥水みたいなのが出ているのですけれども、その廃棄物、さっき廃棄物撤去処分業務ということで密閉した形でどこかに運ぶわけですけれども、これはあそこから出たそういうふうな土砂とか、この廃棄物、運んでいくのは、この後どういうふうな処理がされるのでしょうか。

○委員長（舘坂久人君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 撤去処分をすれば、一度に処分できないようでございます。約20リットル入りの密閉できるプラスチックボックスなようでございます。それが一般的に収集、運搬をして、最終処分場まで持ち運ぶようになっているようでございます。これが約2万4,000ケースぐらいになるようです、うちの場合は。これをまだ入札をしておりませんので、知事から認可を受けている医療廃棄物収集運搬を取り扱うことができる業者によって入札し、落札した方がどこへ処分するのかについては、まだ未定でございます。ちなみにこの辺で医療廃棄物混入土砂を処分できる施設は、九戸村の第2クリーンは処分ができる施設には認定されております。これは、長い間密閉ケースを積んで、一気に埋めるとかではなくて、分別をしながら法律に基づいて処分をする。だから、その経費がかなりの処分費がかかるとのことだと認識しております。

○委員長（舘坂久人君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 地中熱を利用するということになっているのですけれども、昨日の説明では、ランニングコスト、イニシャルコストとも、大変安いといえますか、経費がかからないという説明でした。それで私は、あまり地中熱を使っている施設というのは、ほとんど知らないのですが、役場と軽米小学校の場合はどうかと思って見ました。そしたら、決算書から拾ったものであれですけれども、光熱水費が10年ぐらい比べてみますと、役場の場合は、ずっと400万円ぐらいから平成25年あたりが500万円以上、600万円、600万円とこう来ているのですが、地中熱の工事が終わった翌年からは1,000万円、1,000万円、1,100万円というふうに増えています。光熱水費です。

それでは、小学校の場合はどうかと思いましたが。小学校はまず3つあるもので、合計で出ているのですけれども、これも地中熱の場合は、3校だと思いますが、1,000万円というので推移して、970万円とかで推移するのですが、地中熱が終わったら1,300万円、1,400万円と上がっているのです、案外経費の削減にならないのかなと思います。軽米中学校の場合は、いろんな特別教室もあるのですが、800万円ぐらいでずっと推移して、屋根にソーラーを乗せたら400万円台、300万円台というふうな感じで推移しています。この地中熱って本当に経費の面からいけばどうなのかなと思いましたが、そういう統計はあるのでしょうか。

○委員長（舘坂久人君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） まず、役場の場合でございますけれども、江刺家委員がお調べになった光熱水費、そのほかに役場の場合は、A重油を年間約300万円から400万円購入して燃料費で支払っていると認識しております。そのほかにボイラー技師の方を置かなければ、役場とか病院は、大きいボイラーのある施設であれば、ボイラー技士さんを当然雇用しなければいけないということがございま

す。その分が加算されるだろうと思います。そのほかに、昨日申し上げましたのは、ランニングコストだけを比較するわけではございません。それぞれの設備で地中熱であれば、例えば法定耐用年数が15年、一般の灯油、ボイラーであれば、5年から7年とか、そういうものを考慮する。あとは、補助事業を活用できる施設なのかどうかということでございます。法定耐用年数、あとはイニシャルコスト、工事を導入するための初期投資、設備経費、単独全てをやらなければいけないのか、再生可能エネルギーを活用して、環境省、その他の事業を活用することができるのかという部分も含めて検討するわけでございますが、軽米小学校、役場ともグリーン・ニューディールという100%の環境省の補助事業を活用しておりますので、ほとんど初期投資はかかっておりません。それらも含めて検討する必要があります。それら全てを検討材料として検討していけば、地中熱は経済的効果が出てきますということでございます。

○委員長（館坂久人君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 医療廃棄物の量が500トンぐらいというふうな話がありました。あの面積のどのぐらいの範囲なのか。まだこれからも出る可能性はあるのかも含めて。

○委員長（館坂久人君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 面積は、約400平米程度と積算しております。これは、試掘調査を行って、ちょっと細かくてすみませんが、試掘調査をしたライン、町道側でございます。旧病院を今の登記簿上の公図に入れたもので、こっちが元の助産所、大町に近いほうでございます。この青い線が全て試掘をした場所になります。青い線が試掘をした、これは当然昔建物があつた下に埋めるということはありません。その建物と建物の間を全て試掘をしています。それで出た部分がこの赤い部分。赤い線が、細かいのですが、入っている部分。これが試掘調査の結果でございます。これに基づいて今回の数量を積算し、専門業者から見積りを依頼したものでございます。なので、この試掘した部分からは出る可能性は、まずないだろうと考えております。

それで赤い部分が建物と建物の間、大町ではなく上新町に近い側のほうから集中して、2か所に集中しておおむね出ている。それ以外は、試掘したけれども、確認をして、一切出てこない場所については、保健所の指導もいただいて、一旦埋め戻しをしたとなります。なので、試掘調査した内容から大幅に数量がずれることはないのではないかと考えます。

○委員長（館坂久人君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 分かりました。そんなに点在はしていないとは予想はしますけれども、捨てる場所というのは、大体固まっている。今の説明で大体想定はできまし

た。医療廃棄物を持っていく、運搬する場所は、九戸村にあると言いましたけれども、知事の認可を得ている業者というのは、町内業者があるのかどうか。また、二戸、久慈管内でどれぐらいあるのか。今調べている範囲で教えてください。

○委員長（舘坂久人君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 医療廃棄物についての収集、運搬の許可を得ている方、知事の許可を得ている方は、この周辺にはございません。盛岡周辺、専門に医療廃棄物等、特定廃棄物を処分する專業業者でございます。

○委員長（舘坂久人君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 先ほど沼宮内病院の例が出ましたけれども、沼宮内病院のほうの廃棄物の出土に関しては、県が全額負担するというふうな結果を新聞で見たというふうなお話でした。今軽米町で出土して、今県と協議しているとは思いますがけれども、もしかすれば、もう今の代の前の前の前という病院、43年というのは、もしかすれば岩手県の中に登録に入っていないのではないかなというふうに、逆に言えば思ったり、非常に何か望みが薄いのではないかなという、例えば役場の隣の駐車場の跡地だったらまだしも、その前の段階の中で果たして軽米町の言い分が通っていくのかどうかというのは、ちょっと私も希望的には非常に希望が薄いのですけれども、今後全力を尽くして協議していくというふうに町長はお話ししていますけれども、ただもう一つ、もう一点続けていいですか。

土地を購入してから測量等をやったり、基本設計等やって、実施設計までいって、その間2年間余りあったと思うのですけれども、その間にそういうふうなものがあるというふうなことは、予測できなかったかと言えばできなかったと言うかもしれないですけれども、2年もあれば、設計屋さん等でももう少しそういうふうなもの、いろいろ聞きながらやって、試掘等もしてもよかったのではないかなというふうに思うわけですが、その辺の結構時間がありますので、スタートするまでに。だから、その辺のところ、その間はかなり住民説明会等を何回もやったりして、町民の意見を聞きながら進めますよということで、その中に設計屋さんも説明会のときには来たときもあったみたいだったので、その中でそういうことを想定はできなかったのかどうか、再度確認したいと思います。

○委員長（舘坂久人君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） ただいまのご質問でございますが、残念ながら私は想定できませんでした。江刺家委員がおっしゃったように、10月23日の現地説明会において参加された住民の方1名から、この辺に穴を掘って何かしら埋めていましたよということをお伺いしましたが、それ以前にそういうお話も聞いたこともございませんし、そこまで私は想定しておりませんでした。

以上です。

○委員長（館坂久人君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 私から最後の質問になるかと思いますがけれども、いずれこのことについて今後住民の方々に理解を得られるためにどのような説明をされていこうとしているのか。やはり単純にああそうかではないような気がするのですけれども、その辺の住民に理解してもらえるような手順といいますか、説明をどのように考えているのか最後にお伺いしたいと思います。

○委員長（館坂久人君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） これから医療局との、軽米町の一般財源を使わなかったのでいいだろうということではございません。しかしながら、その財源確保、特定財源を確保できるのかどうかというところが、やはり一番のポイントになってくるのではないかなと考えておりますことから、医療局との今後詳細に費用負担に係る協議を進めさせていただきます。

12月7日、医療局を訪問した際、その後12月9日に担当課長から私宛てに電話がございました。議会で聞かれた場合は、その時点の話でございます。議会等で費用面について質問された際は、医療局としても負担できる分について前向きに検討していくという回答はして構わないということではございましたが、いずれこれから詳細について進めていくわけでございますので、その状況を踏まえながら皆様方に説明できる段階において、議会を含め説明をしてまいりたいと思います。

○委員長（館坂久人君） まだありますか。

それでは、2時になりましたので、休憩して再開してから質疑をお願いします。

それでは、2時10分まで休憩します。

午後 1時59分 休憩

—————
午後 2時09分 再開

○委員長（館坂久人君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開したいと思います。

大村委員。

○7番（大村 税君） 私は1点だけ確認をしたいということで質問させていただきたいと思います。というのは、先ほど課長よりこの補正予算の部分について詳細に積算根拠をお知らせいただきました。理解はいたしましたけれども、もう一度理解度を深めたいということでお話しさせていただきたいと思います。この工事は、もう5か月に入っているのですが、後戻りはできないと。やはり町民の安心、安全、信頼を得て、理解を得て、町民のためになる施設を完成させることが私としては大事ではないかなと、このように思っております。ただ、その過程において、もう少し町民の理解、信頼できるような対応、対策をしてほしいと、このように私は願うもので

ございます。

そこで、この七千四百二十数万円の処分予算計上ですが、この工程表の中では、進行状況についての中で、一番下のほうに専門業者に医療廃棄物撤去処分業務の見積りを依頼したということで、その見積りによって、この七千二百数十万円の予算が計上されたものと私は認識していますが、そのとおりでよろしいですか。そうであれば、この見積りを依頼した業者が、どこのどういう業者だったか。

もう一点は、公共の事務執行に当たっては、見積りは比較できるような、1者ではなく2者からのあれで、いろいろな後に問題化したときの証拠として残すべきというふうに私は認識しておりますが、町ではそういうのは考えていなかったのか。

それともう一点は、先ほど課長から説明をいただきました特定廃棄物の業者は、我が町を含めて県北地区には1事業者もないと。盛岡とまず県南だろうと思いますが、それでその専門業者というのは、どこの業者がどのような見積りを出して、それによって積算して、予算化して計上したということを説明いただいて、理解を深めたいと、このように思うのですが、この点についてお伺いします。

○委員長（館坂久人君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 見積り業者、見積りを依頼した業者は、3者でございます。今医療用廃棄物の処分を着手、着工できる方3者から見積りをいただきました。その3者の中で当町の補正予算を確保する上で参考とするための見積りをいただいたわけでございますので、その3者の方の一番安かった方を見積りを参考に今回補正予算をお願いするものでございます。

その業者については、資料のほうにもつけておりましたが、今現在で指名して落札をして着工できる方へお聞きした上での3者でございますので、予算が確保されれば、至急指名競争入札を行って、入札の上で、その見積額で契約するものではございません。その見積額を参考に、町役場で予定価格を定めるための設計書を町として作成いたします。それで、その上で指名競争入札を執行したい。それで一番安い方と契約をしていくということになります。その業者は、これからの入札予定業者となりますので、名前は申し上げせん。盛岡市が1者、一関市で1者、北上市に1者の計3者でございます。

以上でございます。

○7番（大村 税君） ありがとうございます。よろしいです。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。ありませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 説明も一生懸命でございまして、理解できたという部分もありますが、同じような質問について二、三点確認したいと思います。

課長も町長の答弁も、最終的には県の医療局に要望して応援してもらって処分の

負担をしてもらうというような形に持っていきたいというふうな説明でございますが、私たち、県の医療局の関係の要望がどのぐらいかかるか、期待していいのかどうかという疑問を持っておりますが、というのは、あの土地は、昭和17年から昭和43年頃まで約50年、いずれ50年ぐらい前の話だね、あそこに建っていたのは、使っていたのは。その後は、主として軽米町が関わっている幼稚園とか、助産所とか、企業、アツギとかというような企業が参加するというようなことで、50年ぐらい前の話なのですが、それでも県のほうで対応してくれるというふうな受け取っていいですか。私から見れば、そのぐらい前の話であれば、法律も対応も違っていた時代ではないのかなというような感じもいたしますが、その辺について答弁願います。

○委員長（館坂久人君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 先ほども申し上げましたが、出土した廃棄物の中には、名前入りの水銀体温計もございました。これは明らかに使用されたところから廃棄されたものであろうと合理的には考えられると思います。しかしながら、50年前のものを法律的に今負担を求めることが可能なのかというお話もございました。この件については、いずれこれから詳細について協議を重ねていく中での話合いになってくると思います。

例えば出てきたものが県立病院という名前がついていたものが出てきた、50年も前のこと、法律的に許される。では、県は法律に基づいて、うちは法律的には払う資格がありませんと県が言えるのかどうか。お互い行政機関として道義的な部分については、認めてもらえる部分もあるのかどうか。それらも踏まえた上で、今後の協議を進めていかなければいけないのだろうと考えております。

以上です。

○委員長（館坂久人君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） お話、答弁の内容についても理解できます。ただ、あそこ、今交流駅の関係で産廃があったという場所からこの場所に来て、現在の軽米病院の場所に、私の知っている範囲ではそのぐらいしか、まずもっと前にもあったかもしれません。そのように変わっていく中で、また我々も軽米病院は、軽米高校は、軽米の宝として大事にしていかなければならないというふうなことで様々進めていることから考えれば、何かしら強く要望していくという町長の答弁もあります。厳しいものがあるのではないのかなと、実際は。そう感じますが、その点について答弁をお願いします。

○委員長（館坂久人君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 私は、県が埋めた埋設物である以上は、これは県の所有物であり続けるとしております。そのために私は何年たとうが、やはり県の所有物である

以上はきちんと処分してもらおう。これは、私は当然のことではないかと思えます。
ということで私は、しっかりと県のほうに要望してまいりたいと思えます。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

西館委員。

○2番（西館徳松君） 今の町長の答弁、原則でそこからまず病院と分かるものが出てきた場合は、原則法律上は産業廃棄物の場合は、その出したところは基本として負担することになっているわけだよね、法律は。これは、一応産業廃棄物だから、マニフェストを出さなければならないわけだ、国の法律で。その場合、軽米で出したものではない、県で出したのだったら、もちろん県で出す方向でないとまずいのではないですか、これは。軽米で出したのではない、県で出したのだから、前の事業者が出したことに、法律が、産業廃棄物等がそうになっているから、それを肩代わりして軽米でマニフェスト出すことになったら、これはおかしいのではないですか。

町長があくまでも50年たとうが、県のほうに責任があるというのであれば、当然マニフェストも必ず出さなければならないから、国の法律で。そうであれば、やっぱり医療局、県のほうから出してもらおう方向で考えないと。だって、法律がそうになっているから、この場合、やっぱり医療局ともその辺は相談しないと、あくまでも町で肩代わりというのは、これは本当はできないことになっているわけだ。出した人が基本負担することになっているから。だから、当然マニフェストには県のあれで出さないと、町が肩代わりでやるということになれば、そこら辺がおかしいと思うから、ちゃんと県のほうにお話ししなければ、そこら辺もちゃんと医療局と相談して、廃棄物処理法の問題があるから、そっちのほうももう少し強く言ってやらないと、それこそ山本委員が言ったように、なし崩しになって、ただこっちに押しつけられるようなことになってはまずいから、その辺を強くやるのはやって、責任の所在のほうもちゃんと医療局と相談するようにやって、どうですか。

○委員長（館坂久人君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） まず、工事現場から出てきた一般産業廃棄物とは異なって特別廃棄物なわけでございますので、排出者がマニフェスト、1番目に名前が書かれるはずでございます。しかしながら、これが50年前から埋められて保存されていたもの、西館委員がおっしゃった排出者、収集者、運搬業者、処分業者、全ての方が持ち回りでマニフェストにより廃棄物は適正に処理されなければいけないことでございますので、今後医療局との協議の中でその辺についても話をして協議を進めてまいりたいと、そのように考えております。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） 今いろいろ皆さんからご意見が出ましたけれども、町長も医療

廃棄物の処分は県のほうに要請して県からやってもらう。それは強くそういうふうなことを思ってやってください。でなければ、町民に納得してもらえないと私は思います。確かに昔は病院の跡地でそういったものがあつたかもしれないというのは、私も想定していました。あと一番不思議なのは、工事が何でこれだけ遅れたかということに問題があるなと私は思うのですけれども、そういったのが出て、想定外のことが起きたからだと思うのですけれども、何かそういった部分に対しても、町としてはこういうふうにならないように毅然とした対応をしていくとか、やっぱりそういうふうなこと、これから先も考えていかなければ、こういうふうな事案は違っても、いろんな部分でいろんなので来るかもしれませんので、そういった部分は、これからやっぱりしっかりと対応すべきだと思います。

でなければ、要は本来であれば、これだけのお金がかかるということはありません。話だと思ふのですけれども、というのは、一番やっぱり工期が遅れてしまったということが原因していると思います。その要因は対応が悪かったからと言われるかもしれませんが、それだけではないかもしれませんと私は思いますけれども、やっぱりそういったことも踏まえて処分費に関しては、県のほうに強く言って、県のほうから持ってもらおうということで、あとこういったそれ以外の工事が遅れたということに対しての対応というのは、やっぱり今後も何かの事案である可能性もありますから、そこら辺はしっかりと毅然とした対応をしていかなければいけないのではないかなと思います。ちょっと抽象的で分かりにくいかもしれませんが、そういうふうなことで対応していただきたいと思います。

○委員長（館坂久人君） 要望ですか。

○11番（茶屋 隆君） はい。

○委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 質疑ないようですので、質疑終了したいと思います。

◎総括質疑

○委員長（館坂久人君） 以上で終わりましたけれども、特別委員会に付託されましたことについて総括的な質疑に移りたいと思います。

質疑漏れございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

〔当局退席〕

◎議案第1号の討論、採決

○委員長（館坂久人君） それでは、まとめに入ります。

まず、討論される方はありますか。

中村委員、討論。

○4番（中村正志君） 私は、一般会計補正予算（第8号）について反対いたします。

いずれ交流駅に関しての工事、約1億2,000万円の補正に関しては、やはりこれまでの土地購入等の経緯からして明らかに町の進め方について問題があったのではないかというふうに想定いたします。なぜならば、答弁の中では、瑕疵はないとは言っておりますけれども、瑕疵があったからこそ、こういう事案が起きたのではないかというふうに思います。ただ単なる、この1億2,000万円は、はっきり言って無駄金、この無駄金を町の税金として、財政調整基金だかもしれないですけれども、税金として使われるということは、はっきり言って町民は非常に迷惑な話ではないのかなど。今後県と協議して、県も負担を考えるとはいっていましたけれども、同僚議員から、それは県のほうでつけるべきではないかと、私その辺のところはよく承知していませんけれども、考え方によっては、町で払っておいたから後で県でそれを負担してくれと、こういうのは行政機関の中であるのかなというふうに今感じました。

逆に言えば、もうちょっと県との協議を前に進めて、県とある程度の答えを想定したから事業を進める必要があるのではないかなというふうなことで、ちょっと昨日初めて全員協議会で我々に説明いただいて、今日はもう議決してくれという、ちょっとあまりにも早過ぎる、我々に考えるいとまを与えないような状況の進め方というのは、はっきり言って議会、我々を軽んじ過ぎてはいないかというふうに私は思います。そういう点で、やはり町民の代表とする議員として、これを賛成するわけにはいかないというふうなことで反対をしたいと思います。

以上です。

○委員長（館坂久人君） ほかに討論ありますか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 反対です。これ今反対して、また遅ればまた金がかかるのだという話もあつたりしますけれども、でもここでちょっと落ち着いて一回細かいこともいろいろ議論したほうがいいと思います。この日程表を見ても、本当に議会に対して説明する機会は何回もあつたと思うのですが、こういう事態になつていても、全然知らせてくれなかつたということ。別のほうで訴えられたほうもそうなのですけれども、もう少し一回立ち止まって、場所についてももう一回考えたほうがいいのではないかなというふうに、建設そのものは反対ではないのですが、やっぱり今回のこの1億2,400万円というのは、あまりにもちょっと金額が大きいので、反対です。

- 委員長（館坂久人君） ほかに討論ありますか。
- 10番（山本幸男君） 反対。
- 委員長（館坂久人君） 山本委員。
- 10番（山本幸男君） 議会でしゃべればいい。それでいいのではないか。
- 委員長（館坂久人君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 委員長（館坂久人君） ないようですので、討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 委員長（館坂久人君） 賛成多数で可と決しました。
-

◎閉会の宣告

- 委員長（館坂久人君） 以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。
皆様、ご苦労さまでした。

（午後 2時35分）